

「ふとん品質表示規定等改定」

説明会

ふとん品質表示規程集



Japan Bedding goods Association

一般社団法人日本寝具寝装品協会編

ふとん品質表示規程集

I. ふとんの品質表示に関する規程

1. ふとん品質表示規定
2. ふとん品質表示検査規定

II. ふとん品質表示管理規定・規約・要領・規則

1. ふとん品質表示（GFマーク）管理規
2. コンプライアンス委員会規約
3. 試買テスト実施要領
4. GFマーク使用義務等規則

III. GFマーク使用申請・交付・報告書関係

IV. GFマーク使用許諾書関係

V. 品質表示者番号の規程・登録申請・報告書関係

1. 品質表示者登録番号規程
2. 登録申請書・報告書

VI. JBA規格（サイズ及び品質表示ラベル様式）

VII. ふとんに係る法律、法規

VIII. 繊維製品品質表示規程・雑貨工業品品質表示規程詳細（抜粋）

改訂ポイント： ふとん品質表示（GFマーク）管理規定

（委員会の業務）

第4条 委員会は、次の業務を行う。

- ④ 諸規定に違反する疑いがある事実の調査及び措置に関する業務
- ⑤ 一般消費者からの苦情処理に関する業務

（マーク使用申請及び許諾）

第5条

2. 会長は、マーク使用許諾申請書を受理した場合には、様式1並びに添付された必要書類に記載されている事項について審査し、その結果を当該申請者に対して通知するものとする。

但し、マーク使用を許諾しない申請者に対してはその理由を示し通知するものとする。

（違反に対する調査）

第7条 委員会は、諸規定に違反すると疑われる事実があるときは、当該事実に関係する会員に連絡し、次の各号に定めるところにより、当該事実に関する調査報告をさせることができる。

- ① 委員会は文書をもって関係会員に調査報告をするよう要請し、当該関係会員は当該文書を受領してから20日以内に調査を行い、委員会に報告しなければならない。
- ② 前号の調査報告を要請する連絡については、本協会の事務局が行い、関係会員との連絡内容について委員会に報告するものとする。

改訂ポイント： ふとん品質表示（GFマーク）管理規定

（違反に対する措置）（注：文言は一部抜粋しています。）

第8条 会員において諸規定に違反する事実が発覚した場合、次の各号に掲げるところにより、会長は当該会員に対して、当該違反事実を是正するために必要な措置をとるよう指示することができるものとする。

- ① 速やかに当該違反の是正を求めるとともに、当該違反の原因と改善策についての報告書を1カ月以内に提出すること。
- ② 改善報告書を審査しその改善内容が不十分であると判断する場合、改善方法等を指示すること。

2. 前項に定めるほか、諸規定に違反 又は前条に定める調査報告を怠った場合、次の措置をとることができる。

- ① マークラベル交付の停止
- ② 未使用マークラベルの返還
- ③ マークラベル使用許諾の取り消し
- ④ 本協会に与えた損害の賠償請求
- ⑤ 当該会員の名前及び違反事実の公表
- ⑥ 当該会員の名前及び当該違反事実の監督官庁への報告
- ⑦ その他、本協会が必要と認めた措置

追加項目

3. 会員において諸規定に違反する事実が発覚した場合、又は会員が第1条に定める会長の指示に違反した場合、当該会員は、本協会の要求に応じて、次の各号に掲げる措置をとらなければならないものとする。

- ① 当該会員がマークラベルを付した製品を取引先に販売済みのものも含めて回収すること
- ② 当該会員がマークラベルを付した製品の流通ルート及び取引先に販売済みのマークラベルを付した製品の数量を会長に報告すること

改訂ポイント： GFマーク使用義務等規則

(マーク使用者の遵守事項)

第2条

6. マークラベルを使用した製品については、その品質、製造方法、販売方法について、マーク使用者が全ての責任を負い、事業者又は消費者からのクレーム等に対応するものとし、本協会には一切の迷惑をかけてはならないものとする。

追加項目

10. マークラベル使用者は、マークラベルを付した製品を法令に違反する方法により消費者に販売している事業者又はそのおそれがある事業者(以下「違反事業者等」という)に対し、直接又は間接を問わず、また法令違反の事実を認識しているか否かを問わず、
マークラベルを付した製品を供給してはならないものとする。

改訂ポイント：品質表示者番号規程

第1条（目的）

品質表示者番号規程は、一般社団法人日本寝具寝装品協会の会員企業、及び会員組合（日本羽毛製品協同組合及び日本ふとん製造協同組合を含む。）に加盟する組合員が取扱う製品に、品質表示を行う際の表示者名として、会員名及び電話番号又は住所で表示することに替え、本協会の名称と電話番号又は住所及び本協会で管理する品質表示者番号を付することにより、商取引を円滑に行うことを目的とする。

第4条（表示の方法）

1 表示者番号を交付された会員が表示者番号を製品に付する時は、以下の各号に掲げる事項を標記するものとする。

- ① 本協会の名称
- ② 本協会の電話番号又は住所
- ③ 表示者番号

改訂ポイント：品質表示者番号規程

第5条（責任等）（注：文言は一部抜粋しています。）

- 2 表示者番号登録者は、次の各号に掲げる事項を遵守する義務を負い、本協会に一切の迷惑をかけないものとする。
 - ① 家庭用品品質表示法、製造物責任法及びその他の法令を遵守することについて一切の責任を負うこと。
 - ② 表示者番号の使用は製品の品質表示の目的に限定し、その効用を保証するために使用してはならないこと。
 - ③ 表示者番号を付した製品の品質表示内容について一切の責任を負うこと。
 - ④ 表示者番号を付した製品について、事業者又は消費者からクレーム等があった時は誠意をもって解決すること。
 - ⑤ 表示者番号を付した製品について、係争等があった時は自らの責任で解決すること。

改訂ポイント：品質表示者番号規程

第5条（責任等）（注：文言は一部抜粋しています。）

- ⑥ 表示者番号を付した製品について、国又は地方公共団体から法令に基づいて調査及び指示等がなされた時は、自ら当事者であることを申し出ること。
- ⑦ 表示者番号を付した製品について問題が発生した時には、事故処理報告書(様式5)でその対応及び処理について速やかに本協会に報告すること、又は本協会から報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- ⑧ 本協会の会員の資格を失った後でも、表示者番号を付した製品に問題が生じた時には前各号に掲げる一切の責任を負うこと。

追加項目

- ⑨ 表示者番号を付した製品を法令に違反する方法により消費者に販売している事業者又はそのおそれがある事業者に対し、直接又は間接を問わず、表示者番号を付した製品を供給しないこと。

改訂ポイント：提出報告書の変更について

(G F マーク)

(旧)

1. 製品検査報告書／6ヶ月毎 検査機関の試験成績書を添付
(ただしJIS2001綿ふとんわたJISマーク表示許可工場は自社検査書のみ提出で可)
2. G F マークラベル在庫報告書／6ヶ月毎
3. 生産状況報告書又は製品受入状況報告書／1年毎(毎年5月31日まで)
(但し、生産、生産受入(製品購買)の両面に関わる場合は、生産状況報告書及び製品受入状況報告書の両方を提出)

(新)

1. 製品検査報告書／提出：1年毎(提出月：4月)
 - ①組成表示
 - ②基本性能試験データ
 - ③機能性エビデンスデータ(機能性を表示している場合)
(*試験試料の添付の必要なし)
2. ラベル在庫報告書／提出：6か月毎(提出月：4月・11月)
 - ① 在庫報告書 (期首在庫・期中追加数量・使用数量・期末在庫)
 - ② 使用報告書 (ラベル添付製品明細(各品番毎の 品種・品名・品番(愛称)・添付数量))
 - ③ ②記載の製品の品質表示ラベル(縫着ネーム)

改訂ポイント：提出報告書の新設について

(品質表示者番号)

<注意事項>

【 全日本寝具寝装品協会 】は存在しません。品質表示者として表示することは法律違反です。

【 一般社団法人 日本寝具寝装品協会 】の名称を表示してください。(2022年9月1日完全移行)

追加項目

1. 製品検査報告書 / 提出：1年毎（提出月：4月）

①組成表示 ②基本性能試験データ ③機能性エビデンスデータ（機能性を表示している場合）
（*試験試料の添付の必要なし）

2. 使用報告書 / 提出：6か月毎（提出月：4月・11月）

①使用報告書・・・品質表示者番号を付記した製品の生産数量

・製品明細（各品番毎の 品種・品名・品番(愛称)・生産数量)

・該当する製品の品質表示ラベル（縫着ネーム）

品質表示者番号： 更新・年会費について

JBAでは、「ヘルスケア認定寝具制度」や「J-TAS(羽毛産地認証)」「睡眠環境・寝具指導士資格認定制度」など、皆様に活用いただける様々な施策を進めてまいりましたが、今一度業務の効率化を見直し、更なるサービス向上を目指した活動に邁進してまいります。

つきましては、現行 交付書発行年月を基準としております 3年毎の更新手続き 及び 年会費納付の時期 を変更し、下記の統一基準年月として一括請求させていただきたいと存じます。

<変更内容>

【統一基準年月】 2022年4月

- ◆ 統一基準年月から3年を新規の交付有効期間します。
- ◆ 新規交付有効期間に対し不足する費用を本年4月に請求させていただきます。

(例1) 2021年10月更新の場合：

次回(2025年)までの更新費用の不足分(6か月分)+2022年度年会費不足分(6か月/2022年10月~2023年3月)

(例2) 2022年7月更新の場合：

次回(2025年)までの更新費用の不足分(2年9か月分)+2022年度年会費不足分(9か月/2022年7月~2023年3月)

「承諾書」提出のお願い

本日の説明内容をご理解いただき、規定を順守し引き続き使用を継続される場合は、承諾書に署名捺印の上、郵送にて2月10日までに 弊協会へご提出いただきますようお願い申し上げます。

尚、提出期限までに承諾書の提出が無い場合は、使用の許諾を取り消させていただく場合がございますのでご注意ください。